

解散公告

当認可地縁団体は、総会の決議により解散いたしましたので、当認可地縁団体に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三十一日

島根県出雲市斐川町荏原二二九八番地

八雲西自治会

清算人 小松 美夫

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三十一日

岡山県笠岡市山口三二四五番地

有限会社新山工務店

清算人 藤谷 浩史

解散公告

当社は、令和八年八月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三十一日

岡山県岡山市北区下伊福西町七番三二号い

わいサンコーポ六二四室 丸全株式会社

代表清算人 姚 光宇

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三十一日

広島市安佐南区西原四丁目一番二一九

株式会社Blanche

代表清算人 森脇 理絵

解散公告

当法人は、令和八年三月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三十一日

広島市中区袋町四番三二二号日商岩井袋町マ

ンションF

特定非営利活動法人女性と子どもの自遊

クラブmamababi

清算人 高田 綾

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三十一日

山口県宇部市東本町二丁目二二一〇レジ

デンス東本町一〇三号

ワイジーテクノ合同会社

清算人 松村 智

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三十一日

山口県下関市幡生本町一番一五号

有限会社山根米穀店

清算人 山根 弘

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三十一日

香川県高松市木太町八一三番地八

まごころブランニング有限公司

清算人 飯間 謙次

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三十一日

香川県坂出市川津町四八六五番地三

有限会社おぼやし

清算人 久保喜代子

解散公告

当社は、令和八年七月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三十一日

福岡市中央区平尾一三一九一〇五

合同会社dandy

清算人 中山 晃征

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三十一日

福岡県久留米市高良内町四三四七番地の二

有限会社五島水産

清算人 川上 繁樹

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三十一日

福岡県福津市小竹一丁目一番六号

株式会社ビュースリム

代表清算人 朝倉 妙美

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三十一日

福岡市西区今宿青木一〇五九番地の八三

株式会社アトラス

代表清算人 手塚 清実

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年九月十日開催の理事会の決議並びに北海道知事の認可により、令和八年三月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三十一日

北海道札幌市白石区南郷通十二丁目北一番

二五号 医療法人社団南郷医院

清算人 柳 莊一郎

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年七月十日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三十一日

横浜市中区築地茅ヶ崎南五丁目一番一〇号

医療法人社団昂

清算人 吳橋 和子

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年一月四日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三十一日

富山県下新川郡朝日町桜町三〇九〇番地

宗教法人善久寺

清算人 長等 兼昭

解散公告(第三回)

当組合は、令和八年八月二十六日開催の第五十二回定期大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月二十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三十一日

栃木県下野市下古山二二三七番地一

第一電子工業労働組合

清算人 松本 靖弘